

東幹セ4・21パワハラ事件

統括本部担当者から当該組合員へ調査結果
について報告される！

4月21日に発生した事象について…

「**ハラスメント**と評価

ドドン

しうる事象であった」と

認定

される!!

本事象の問題点は、指導の領域を超えた被害者である組合員の人格否定をする言動が、密室の空間で行われたことにあります。

私たちはこれらがハラスメント行為に該当すると主張してきました。

この度それらが受け入れられたということです。

私たちは引き続き動向を注視していきます